

高等職業訓練促進給付金 終了支援給付金

のご案内

【高等職業訓練促進給付金とは】

ひとり親家庭の親（母子家庭の母、父子家庭の父）が、下記の資格を取得されるにあたり養成機関で受講される間の負担を軽減するため、毎月給付金が支給される制度です。

【終了支援給付金とは】

ひとり親家庭の親（母子家庭の母、父子家庭の父）が、下記の資格を取得されるにあたり養成機関での受講を修了された後に給付金が支給される制度です。

【対象となる資格】（取得には養成機関で1年以上の受講が必要とされる資格）

- 看護師
- 准看護師
- 介護福祉士
- 保育士
- 理学療法士
- 作業療法士
- その他市長が指定する資格



【支給額及び支給対象期間】（入学時期、市民税課税世帯、非課税世帯で異なります）

入学時期	市民税	高等職業訓練促進給付金		入学支援 修了一時金
		支給月額	支給期間	
平成25年4月1日から 平成28年3月31日まで	非課税世帯	100,000円	上限24か月	50,000円
	課税世帯	70,500円	上限24か月	25,000円
平成28年4月1日以降	非課税世帯	100,000円	上限36か月	50,000円
	課税世帯	70,500円	上限36か月	25,000円

※高等職業訓練促進給付金は支給を申請された日の属する月の分からの開始となります。
※市民税は支給の対象となる月の属する年度が基準となります。

《例》平成28年4月1日以降に入学された非課税世帯の場合
支給月額100,000円×36か月＋入学支援修了一時金50,000円＝3,650,000円

【受給要件】（支給基準時に以下の全てを満たしていることが必要です）

- ひとり親家庭の親（母子家庭の母、父子家庭の父）である
- 宍粟市内に住所がある
- 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる
- 児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準である
- 過去に高等技能訓練促進費を受給していない
- 高等職業訓練促進給付金と趣旨を同じくする求職者支援制度等の給付金を受けていない

【裏面につづく】

【事前相談の実施】

受講されるカリキュラムが給付の対象となるか等、事前の確認が必要です。
養成機関のパンフレット等を持参のうえ、お早めに市担当窓口へご相談ください。

【申請に必要な書類】

- 児童扶養手当証書（宍粟市で児童扶養手当を受給されている方のみ：有効期限内のもの）
 - 所得課税証明書
 - 養成機関の長が発行する在籍を証明する書類
 - 1か月以内に発行された戸籍謄本又は抄本
 - 1か月以内に発行された住民票の写し
 - 受講講座のパンフレット等
 - 申請者の個人番号（マイナンバー）を確認できるもの
通知カード、個人番号カード
 - 申請者の身分証明書
（運転免許書等顔写真入りのもの、顔写真入りの身分証明書がない場合は、身分を確認できるもの2種類以上）
- ※平成28年1月1日より、申請時に個人番号（マイナンバー）の記入が必要となります。

【受給資格喪失事由】

主に以下の事由が生じた時は受給資格が喪失しますので、事由の生じた日から14日以内に市担当窓口まで届け出てください。

- 退学、休学
- 婚姻（事実婚を含む）
- 市外への転出
- 子を扶養しなくなった
- 申請者を含む生計同一者の収入の増加や異動により所得限度額を超過した

【ご注意】

- この制度は国の制度に基づき実施しているため、国の制度改正で内容を変更することがあります。
- 毎月10日までに出席状況を証明する書類及び高等職業訓練促進給付金の請求書を提出いただきます。
- 終了支援給付金は修了日より30日以内に申請してください。
- 受給資格が喪失した際に届け出をしなかった、また偽りその他不正の方法により受給した場合は、不正受給として給付金の全部若しくは一部の返還を求めます。



お問い合わせ先（市担当窓口）

兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15
宍粟市健康福祉部 社会福祉課（宍粟市役所北庁舎4階）
電話番号： 0790-63-3067
電話番号： 0790-63-3220（相談専用）
ファックス番号： 0790-63-3140
メールアドレス： jidoufukushi-kk@city.sshisou.lg.jp